

(案)

イノベーション集積拠点の創出に向けた
事業化検討パートナーに関する基本協定書

草津市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、甲が実施した「イノベーション集積拠点の創出に向けた事業化検討パートナーに関する公募型プロポーザル」において、乙を事業化検討パートナーとする決定をしたため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、イノベーション集積拠点の事業化検討（以下「事業化検討」という。）を行うことを目的とし、甲および乙の役割等について定める。

(基本姿勢)

第2条 甲および乙が相互の信頼と協力のもと、事業化検討について互いに知り得た情報を共有し、本事業の実現に努めるものとする。

(役割分担)

第3条 甲および乙は、事業化検討における各々の業務および役割を次のとおり定める。

(1) 甲は、乙からの提案等を参考に、イノベーション集積拠点の創出に向けた具体的な方向性の整理を行う。

(2) 乙は、事業化検討パートナーとして、次の各号に定める事項についての検討・提案を行う。

ア 事業の基本方針（本市の地域特性を踏まえたテーマ、コンセプト、施設イメージの検討）

イ 事業条件の整理（施設の概要、事業候補地（案）の選定・比較検討、想定する規模（敷地面積・延床面積）、土地活用イメージ（図案）の作成、土地活用手法（事業スキーム）の検討、収支予想、イノベーション集積拠点の魅力を高める機能や事業実現のために必要と考えられる機能等）

ウ 民間事業者による施設運営を行うための基本条件の整理

エ 既存企業（産業）や大学等の関係機関との共創可能性の整理

オ イノベーション集積拠点の利用者等に対する支援やオープンイノベーションの促進に関する取組の検討

カ 事業予定者の公募に向けた基本条件等の整理

キ 民間事業者等による独自提案

ク その他必要な事項

第4条 甲および乙は、当事業の事業化検討に要した費用の請求を互いに行わないものとする。

(存続期間)

第5条 本協定書の存続期間は、令和8年6月30日までとする。ただし、甲および乙が双方合意した場合は、存続期間を変更することができるものとする。

(機密保持義務)

(案)

第6条 甲および乙は、事業化検討の遂行上、知り得た個人情報その他の秘密を第三者に対して開示してはならない。

(本協定の解除)

第7条 甲および乙は、次の各号に該当することが判明した場合は、相手方に書面をもって通知することにより、本協定を解除できる。なお、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じる損害について、一切の請求を行わないものとする。

- (1) 甲および乙が、社会経済事情の変化、その他やむを得ない事情により、本事業の遂行が客観的に困難となった場合
- (2) 甲および乙が、本協定に違反した場合
- (3) 甲の具体的な方向性の整理に際し、乙において不適切な行為があったと甲が判断した場合
- (4) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(その他)

第8条 本協定書に定めのない事項およびこの協定書に疑義が生じた場合は、相互信頼の原則に基づき、甲および乙で協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各1通を保有するものとする。

(案)

令和●年●月●日

(甲) 滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

(乙) ●●●●●

草津市長

●●●●●

●●●●●